

第 5 号様式（第 7 条関係）

会議録

会 議 の 名 称	第 3 回清須市保健福祉計画策定委員会（障害者部会）
開 催 日 時	平成 2 4 年 1 月 2 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 5 分
開 催 場 所	清須市役所清洲庁舎 2 階 2 0 2 会議室
議 題	1 開会 2 あいさつ 3 議題 議題 1 障害者基本計画（案）及び第 3 期 障害福祉計画（案）について 議題 2 パブリック・コメントの実施について 4 閉会
会 議 資 料	会議次第 資料 1 清須市障害者基本計画（案） 資料 2 第 3 期清須市障害福祉計画（案） 資料 3 清須市障害者基本計画・第 3 期清須市障害福祉計画（案）に係るパブリック・コメント実施方法
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍 聴 人 の 数 （公開した場合）	0 人
出 席 委 員	丹羽委員長、小川委員、伊藤委員、渡辺委員、 澁谷委員、村瀬委員、山内委員、隅田委員、 加藤委員、山口委員
オブザーバー	師勝保健所 谷川健康支援課長

欠 席 委 員	深尾委員
出 席 者 （ 市 ）	大鐘健康福祉部長、酒井健康福祉部次長
事 務 局	（社会福祉課） 栗本副主幹、渡邊係長、井上主任主査、安藤主査
会 議 の 経 過 《意見の要旨》 ○ 開会（午後１時３０分） ● 事務局 定刻になりましたので、只今から、清須市保健福祉計画策定委員会の第３回障害者部会を開催させていただきます。 初めに、事務局から本日の出席状況を報告させていただきます。 本日は、深尾委員につきましては、所要のため欠席ですのでよろしくお願いいたします。 また、委員の皆様方にあらかじめご了承ください事項といたしまして、本市では附属機関等の会議の公開に関する要綱を定めており、その中で会議及び会議録は原則公開となっております。本委員会も公開となりますのでよろしくお願いします。 ○ 委員長あいさつ（省略） ● 事務局 ありがとうございました。それでは、委員長に議長をお願いいたしますので、よろしくお願いします。 ○ 丹羽委員長 それでは、議事に入りますが、その前に会議録署名委員の指名をしたいと思えます。本日の会議の会議録署名の委員は、山内委員と隅田委員をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めてまいります。本日の協議事項である議題１の障害者基本計画（案）と第３期障害福祉計画（案）について事務局から説明をお願いします。 ● 事務局	

資料 1 及び資料 2 により説明

○ 丹羽委員長

ありがとうございます。今の説明に関してご質問等がありますか。

○ 加藤委員

障害福祉計画（案）の24ページのところで、地域生活に移行ということについて、国の指針が3割以上ですが、清須市の場合は、逆に増えたというご説明がありました。例えば、グループホームやケアホーム、或は、施設等の設備状況などとの関わりとか、そういった要素に関して何か、分析されているようなことはありますか。

● 事務局

清須市の中で、グループホーム、ケアホームはございません。グループホームに入所している方については、他市の方で1名ございます。また、ケアホームへ入所している方は14名ございます。施設から地域への移行ということでの受け皿ということについては、実質的にグループホーム、ケアホームの支援というのが、地域移行への受け皿ということになっています。国の施策として、ケアホーム等への家賃助成というのを、去年の10月から実施されています。ケアホーム等は、最初に創設する時に、敷金、礼金の費用が必要になる訳ですが、そういったものの補助もあります。これは国、県、市のほうが、負担割合をもって補助するということです。あと、建設する時の増築、改築について、又、スプリンクラー等の消防施設への補助については、時限立法的に23年度までありました。しかし、24年度については、まだ決定されていないという状況でございます。新築の補助については、国庫補助ということになりますので、設置基準に適合すれば、採択されると思っております。市としては、そういったサービスの情報を提供して支援について、対応していきたいと考えています。

○ 渡辺委員

グループホーム、ケアホームについての家賃補助ということは、前回の福祉計画の策定委員の時にお願いをしましたことで、実施され非常に喜ばしいことだと思っております。また、新しく作ることについての補助のことですが、改修とかそういうのにはまだ決まっていないということでした

ら、改修においても、補助を希望しております。お願い致します。それから、災害時のことなのですが、要援護者というのは、身体の方は身体障害者手帳1級、2級だと思いますが、知的の場合は療育手帳A判定の方のみなんですね。それも、本当でいうなら、B判定の方もちょっと心配ではないかなと思いますので、対象に入れていただくといいかなと希望します。こちらのアンケートなんかでみると、身体の方というのはどうしていいかと、色んな面で、それほど心配したようではなかったみたいなのですが、知的の場合はアンケートの回答からみますと、災害時に非常に心配というか、どうしていいか分からないというのが、結果に出ているようですので、含めていただいたら本当はいいのではないのかなと思います。要援護者というのは、障害を持っている方たちのほうから要請がある訳であって、全員が登録をしているのではないので、自分のところが本当に大丈夫かどうかきちんと分かっているのでしょうか。地震がきて、両親の方がどうかなってしまい、障害の方が1人残った場合とか、そういうことも考えられますので、全員の登録は必要なことかもしれません。出来るなら療育手帳B判定の方も含めていただくといいのではないかなという気はしました。それから、現在、施設に通っている通所とか入所のところで、人数はきちんと把握されていますでしょうが、例えば、パスカルとか名古屋のほうのサンフォークとか入所というのがありました。福祉計画のほうで、9ページのところは、身体の方の入所と通所というのがあるのですが、通所施設はジョブサポートフォルテというところで、他にも、名古屋に行っている方がいるのではないかなと思います。ひょっとしたら、自立支援で負担の関係で含まれていない方がいるかと思いますが、ちょっとこの辺の説明をお願いします。

● 事務局

災害時の要援護者について、療育手帳B判定の方も含めてというお話しでございしますが、障害者計画においても、災害時の障害者にとっての支援という話しも含めているところございます。災害時の要援護者につきましては、来年度も引き続き、地域に提案させていただくという方針でございます。そういった中で、支援していただく方、情報提供させていただいて

いる方に対して、ご意見を伺ったりして、要援護者の、こういった形でやっていくかということをご意見いただき、調査、検討していきます。通所支援についての、人数が適切な数値かということでございますが、数値については22年の3月31日時点で、求めさせていただいております。もう一度精査させていただきます。

○ 小川委員

このように出来上がった計画、それから施行について、熟読という形で読ませていただいて、非常にすばらしいといいますか、安心したのですが、せっかく色んな所へ配布されると思いますので、若干、語句が違ってないかな、ということで、例えば、基本計画の47ページのところで、どこか別のページにも記載してあると思うのですが、学校職員という言葉が入っています。ところが66ページにいくと、教職員という言葉で書かれているものですから、どちらかに統一されたほうがいいかなと思います。そんな具合で、表現を確認していただけたらと思います。計画案のほうで、38ページの表です。表の網掛けのほうの上の段で、一番、右上です。移動支援事業とあるのですが、移動支援事業というのは、ミスプリントだと思いますが、いかがですか。地域活動支援センター事業、移動支援事業は37ページにあるのですが、38ページのほうが、表が同じタイトルで出ていますよという、ことだけです。もう1ヵ所、計画案の40ページで、(2)の出だしのところ、視覚障害者等とあるのですが、読んでいくと、視覚障害者等の社会参加を促進するため手話や要約筆記等と記載されています。手話と要約筆記は、それぞれ違う障害を持った方ですので、聴覚視覚障害者だとか、等でまとめてあることは、それでいいかなと思ったのですが。

○ 渡辺委員

40ページですが、等のあとの、のを抜いたらどうですか。

● 事務局

ご指摘の通りです。実際は、手話や要約筆記が必要な障害がある人がメインですので、聴覚障害者の方ということで、修正させていただきます。よろしくお願いします。

○ 渡辺委員

基本計画のほうの49ページのところに、ボランティアやNPOの育成というところがありますが、私自身も障害者の生活指導ということで、障害者の親と一般の方を含めまして、ボランティアサークルを作っています。清須のほうのボランティア連絡協議会の中では障害者への支援というのか、そういうボランティアはほとんど無いようです。新川地区には一応ボランティア連絡協議会に入っていない1つのグループがありまして、そちらの方に料理教室のほうのお手伝いをお願いしています。清須でする料理教室にそちらのボランティアの方にはしていただいているんです。でも、清須のボランティアに入ってみえる方で、障害者の支援ということでは、無いという現状ではないでしょうか。今度、事業するにあたっては、ボランティアさんの力を非常に期待したいというところがありますので、ボランティアやNPOの育成というところは、どんな形でなされているのでしょうか。啓発及び支援という、この要点について、社会福祉協議会の方で行われるのでしょうか。

● 事務局

ボランティア支援ということで、障害者の方に対するボランティアの状況ということでございますが、市内には点訳や音読のボランティアグループがあると伺っています。そういったボランティアの方、又、団体の方への支援ということですが、社会福祉協議会ではボランティア団体の育成ということで、団体に対する支援として、補助金を支給されています。それと、事業に対しても、事業補助金ということで、ボランティア支援をしてみえます。ボランティア支援というのは、社会福祉協議会の、基本的な事項でございますので、今後も続けて実施していくように市としても財政措置していきます。ボランティアしやすいような環境作り、そういったものに取り組んでいくということで、社会福祉協議会と清須市が連携をとって、両輪となって進めていきたいと考えています。

○ 小川委員

ボランティアさんのほうについては、事務局さんがおっしゃった通りで、必要に応じて、色んな講習会をやるというような機会も行政のほうで考えられて、それを受けて、講座を開くというようなこともやっていっており

ます。障害のある方の集りではないですが、隅田ボランティア連絡協議会の会長もみえますが、色々なボランティアの方に集まっていて、交流会というか、状況の意見交換、或いは様子を説明するという会を行っています。2月5日には、ボランティア協議会が実践されたことを報告されたり、また、考えてみえることを言われる会がございます。ということで、色々なボランティアがあります。質問になりますが、計画案の32ページでございます。相談支援というようなところの部分でございます。(1)計画相談支援ということで書かれているところで、①計画相談支援で、2行目。原則として3年間で全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画的相談支援の対象として、ということが明記されていますが、これは新たに入ってきた事業ですね。

● 事務局

計画相談支援ということでございます。障害者の方の相談事業の一環でございます。ケアプランを必要とする方については、計画を立てて、サービスの利用をしていただいています。計画を立てる上での相談支援事業については、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて、実施している訳でございます。4月からについては、基本的にはサービスを受けていただく場合には、計画を立てていただく、ということになります。4月スタート当初については、新規の方の計画を作っていくということになっております。3年間で、全ての方について、ケアプランを立てていくということです。より障害者の方の実情等を勘案させていただいて、サービスの提供につなげていくという形になります。

○ 小川委員

その続きでございまして、現在でも職員というか、サポートセンターで、3人が仕事を進めております。今まででも、社会福祉課とうちの事務局と相談はしておられる訳ですが、サポートセンターの職員が、それぞれ障害を持った方の自宅を訪問して、聞き取りをやったり、サービス更新手続きをやってということで、皆さん方非常に喜んでみえるように感じておりますが、その上に、この仕事がのるということで、ちょっと悩んでおります。人的にフォローすればいいですが、ご存じのように、日本は財政的に非常

に苦しいものですから、如何になりますか。どうか、今までやってきたことを落として、こちらにかからなくてはいけないかなあと思っています。もう1つは、ケアプランというのは、ご存じのように、介護保険の世界では、地域包括のところで、進めて、取り扱っているのですが、地域包括支援センターの職員も非常に少なく、アップアップです。要は、福祉の世界で、難民と言っではいけません、今までと違う形で、安心して住めないようになっていくような流れに感じているというのが、私の感想でございます。担当の課のほうで一生懸命やっておられ、また、社会福祉協議会としてもやれることはやっていかねばならないと考えておりますが。今朝の新聞で、介護保険で、新しいのが決まったということで、ぼんと出てきたのですが、障害を持った人も、年を重ねていかれると、介護保険を受けるおひとりになっていきますので、これからは在宅で24時間だと、色々と、拡充していかなければならないと思います。そんなふうにするには、ヘルパーさんの数を増やしていくということになりますが、例えば、社会福祉協議会でそんなことをと言って、24時間お手伝いをするとなった時に、そんなにヘルパーいないのにどうやってやるんだろうと思えば現に運営は大変です。今、新聞の話しを出したのですが、皆さん方、こんな記事は当然見てみえると思うのですが、今年の1月22日の中日新聞のニュースを問う、ということで、行き場のない過酷な介護ということで、遷延性意識障害者ということで、所謂寝たきりになった人をどう介護するかということで、今日ここに出ている福祉計画の中にも、これが出てきたらどこに当てはまるのか、この人は清須市の人と書いてあるものですから、扱ってみえるのか、既に安心してやってみえるのか、この場を借りて聞かせていただけたらなあ、と思っております。ということで、色々とこれから、過酷な介護というより、過酷な福祉の世界に入っていくということで、これをどう乗り切っていくかというのが、委員の皆さんのご意見で、要望を出して、安心して住める清須市になって欲しいなと思っております。

● 事務局

1月22日の中日新聞の記事は、遷延性意識障害の方で、清須市でおみえになるということで記事になっています。名前も出ていましたので、この

場で名前を言っても問題ないと思いますが、川浪さんという方で、遷延性意識障害の協会の代表をされてみえる方で、色々と活動されてみえます。遷延性意識障害の方というのは医療的行為が必要になる訳です。たん吸引や胃ろうの処置が必要ということですね。医療行為については確認していませんが。医療行為に対するレスパイトといいますか、ショートステイ、短期入所ですね。そういった施設等がなかなか受け入れ先がないということです。市のほうで、ご要望とかをお伺いしても、事業者の参入とか、医療機関のほうでの対応ということも必要になります。ショートステイであれば事業所のほうで、サービスを提供出来る様な施設等を整備していただければ市としては望ましいと思っています。また、たん吸引とか、そういったことに対する医療行為は、今までは看護師さん、そういった医療関係者の方と家族の方はすることが出来たのですが、去年の10月ですね、介護職員等の方についても一定の研修を受けて、資格を習得されたら出来るということで、一歩、道が開けたということです。ただ、研修が、すごく時間がかかる訳です。事業者の方が研修を受けられて、そういった事業へ展開されるとなるとなかなか難しい道のりかなと思っています。なかなかそういうサービスが出来る所はないようです。こういったことについては、市単独ということには、なかなか難しいかなとは思っています。広域的な対応が必要でないかな、ということで、最後のほうに書いてありましたが、尾張中部障害者自立支援協議会ですね、こういった連携していく機関で、こういったニーズがあるかということも、調査をする中で、対応ということも考えていくといった状況です。

○ 小川委員

是非、それをお願いします。今確認したのは、清須市にこの方が何か相談があって、色々やってみえるだろうと思ったのですが、もし、そういう方への対応をしてみえるのであれば、その人が例外でなくて、その人を例にして、介護をする人の立場をもう少し計画の中に持ち込めるといいと思います。老老介護と一緒にことだと思っんです。保健福祉計画策定委員会の高齢者部会にいけば、そっちの話が課題となっています。第3期障害計画を出す中に国からの方針も出ている中で、家庭での介護というのが、重く、大きく出されている中で、

そんなことが計画にもし入れば、どこかの部分に入っているかもしれませんが、それを明記する部分があればな、と思って話題を投げかけました。

● 事務局

そういった記述をしていきたいとは思っております。実質的には、ヘルパーさん、居宅介護の充実というような形で、対応するというようにはなっております。

そういったお話は実際にお伺いしていますので、そういったことでの記述について、どういった形で、この中に盛り込んでいけるかな、ということとで検討しております。

○ 澁谷委員

精神障害者のほうから言いますと、初歩的なことで申し訳ないのですが、うちの場合は、以前、保健所の保健師が来て下さいまして、こういう所があるとお教えをいただいたのですが、精神障害者であると訪問というのも、難しいと思うのですが、どのようにしたら役所につながりやすくなるのでしょうか。精神障害者の場合、自分のほうから声あげられない人が多いものですから。すごくたくさんいらっしゃると思うんですね。

● 事務局

所謂、行政との接点ですね。今ですと、保健師のほうで家庭訪問とかの中で、状況とかお伺いしていると思うのですが。保健師、臨床心理士等で、精神障害者の方のご相談等を承っております。保健所も精神障害の方については色々とやってみえますよね。

○ 谷川オブザーバー

従来、精神の通院医療費は保健所が窓口になっていましたが、その頃は保健所にお持ちになられたので、そこで書類を受け付ける中で、必要な方、ご家族がそれを受けながら、家庭訪問につなげたりとか、家族会を紹介されたりということで、つながっていったと思います。ただ、今、市町村に窓口が変わってきたので、保健所のほうでは自立支援法についての窓口がないものですから、標榜しているメンタルヘルス相談であるとか、相談の中で、必要な方は家庭訪問をしてあげたりだとか、或いは、市の保険サービス課に行ったり、一緒に行ったりとかしているという状況です。保健師

は市役所の健康推進課のほうにいらっしゃると思うのですが、どういうふうにつながっていくのでしょうかという主旨のことだと思うのですが、保健所では、ご相談があった場合には、市の保健師と相談して対応したりだとか、窓口で緊急対応という場合にはもちろん、保健所が承りますが、そんな形でやっています。

● 事務局

保健所では、昔は、ケアマネジメントということで、障害者の方と実際の事例については、どういった形で、地域で支援していったらいいかということで、会議を開いて、サービス提供という形で、地域での支援という形で、実施していたのですが。平成14年に精神障害の自立支援医療としまして、市のほうで対応しているところです。市役所の健康推進課のほうの、保健師が相談を受けているという状況です。そういった中で、臨床心理士さんも対応しているということでございます。そういったことを、皆様方に広報等で周知、啓発ということは必要であると思っていますから、今後、周知、啓発に努めていきたいと思っています。

○ 丹羽委員長

ありがとうございます。その他、いかがですか。ございませんか。そうしましたら、ご質問も尽きたようですので、次に移らせていただきます。それでは、議題2のパブリック・コメントの実施についてを事務局より説明をお願いします。

● 事務局

資料3により説明

○ 丹羽委員長

ご説明ありがとうございます。いまの説明に関してご質問等ありますか。無いようですので、そうしましたら、師勝保健所の谷川さんが来て下さっていますので、谷川さん、お願い致します。

○ 谷川オブザーバー

オブザーバーがいつも、しっかり発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。2冊の計画書を見せていただきまして、細かい点につきましては、事務局のほうに、お伝えできればと思っています。先程、ご質

問があったところで、49ページのボランティアさんのところで、渡辺委員さんのほうから、ご発言があったと思うのですが、精神障害者の方のボランティアさんということでは、保健所のほうで、平成12年ぐらいですが、養成された方が、この地域で活動してみえまして、清須市の障害者の方達が集まわれる場所以外のところでも、活動をやっておられます。ただ、登録という形は、私も認識していませんので、確認していないことについては、申し訳ないのですが、そういうボランティアさん達は、この地域で活動してみえますということで、提言させていただきます。それから、先程、うまく伝えられなかったのですが、渋谷委員さんの言われたのは、保健所がかつて受付をしていた、申請の受付をした時に、相談から訪問につながるということだと思いますが、今は、市町が窓口なのだけど、そのようにやっていただけているのでしょうかという、確認だと思うのです。そういう関連で、55ページの、保健福祉事業の推進というところに、もちろん、やっていただけるのは、健康推進課なのですが、それを一般の方に広報して集めるという方法もあるのですが、色んな情報が集約してらっしゃるところは、社会福祉課のような気がするんですね。もちろん、連携されてやって行かれるのですが、その辺りに、社会福祉課というのは、書いたらどうなのかな、とこの資料を見て思いましたので、発言させていただきます。それと、保健所に関係あることで、第3期の障害福祉計画の21ページですが、(4)の入所、入院等からの地域生活への移行、定着というところの、文章の、5段目になりますが、できる限り入院を防止しつつ、とありますが、これは、必要な入院はしていただかなければいけないものですから、かつてあったような社会的に長期的な入院は避けるという意味で、この一文は書き込まれていると思うので、もう一度、この辺りのところを事務局のほうで検討していただければな、と思いましたので、よろしくお願いします。後はちょっと細かい事になりますので、後程ということにさせていただきます。

○ 丹羽委員長

いつも、率直なご意見、ありがとうございます。最後ですが、何かございませんか。事務局のほうから、次週の予定等、含めて、連絡事項、お願

いします。

● 事務局

貴重なご意見、ありがとうございました。また、長い時間、検討、ご審議していただきまして、ありがとうございました。先程、担当のほうから、お話しさせていただいたかと思えます。この後、パブリック・コメントを実施して、策定委員会としては、もう1回を予定しております。計画の内容については、十分でない、事務局も承知しております。事前に、今、ご意見、頂いた事を、盛り込みまして、数値等も精査致しまして、委員の皆様には、事前に配布させて頂いて、ご確認していただくというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○ 丹羽委員長

ありがとうございました。長時間にわたりましてありがとうございました。事務局のほうも、大変な仕事ですので、ご苦勞様ですが、引き続きしっかりお願い致します。そうしましたら、今日はちょっと早いかもしれませんが、これで会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○ 閉会（午後2時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

署名委員 山内 文江 ⑩

署名委員 隅田 義明 ⑩

会 議 の 結 果	審議に関する事項はなし
問い合わせ先	健康福祉部 社会福祉課 052-400-2911 内線3121